

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和元年度1月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月度の受付台数は15,703台で前年同月比109.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 京都市における「基準月 統一・変更要望書」の取扱について

今般、基準月の変更について、日本エレベーター協会関西支部より、定期検査報告月の平準化を目的に京都市へ申し入れされ、許可をいただきましたのでご連絡いたします。

(1) 運用は他の特定行政庁と同様に

①協議会で使用しています「基準月 統一・変更要望書」を変更する報告書を提出する前に、作成提出願います（同時提出不可）。※異なる時期に定期検査を実施する可能性を回避するものです。

②協議会にて基準月を変更後、「基準月 統一・変更要望書」へ協議会印を押印し報告会社へ返却いたします。

注：報告書第2面8備考の報告済証有効年月は変更後の「要望基準月」を記載ください。

(2) 「基準月 統一・変更要望書」を提出できる条件は

①新規以外とする（初回は京都市の細則に基づいて報告時期を設定ください）。

②所有者の意向によるもの（報告会社の要望を所有者が了承したものも含む）。

### 2. 問合せ等で検査結果表を差し替えた場合の色紙用紙の使用制限について

近畿ブロックでは検査結果表用紙の色分けによって、手数料や種別等の区別を行っています。報告会社様には全幅のご協力をいただいておりますが、一部協議会側での使用を制限させていただきたくお願いいたします。具体には、4月の受付分より協議会で差し替え印刷をする場合は白紙（コピー用紙）での印刷とさせていただきます。目的は、問合せ等で検査結果表の差し替えをお願いすることがあり、メールでいただいたデータを協議会で色紙に印刷していますが、協議会の差し替えが正しくできているかの確認を報告会社様に判るようにすることと、用紙の経費節減です。何とぞ主旨ご理解の上ご了承願います。

### 3. 竣工年月日等の情報開示のお問合せについて

協議会へFAXや電話等で定期検査報告書の記載情報をお問い合わせいただく場合があります。情報を開示できる内容については開示いたしますが、「建物名のみ」「登録番号のみ」等の一部の内容だけでは正しい情報をお伝え出来ない場合があります。

確実な情報は所有者又は管理者に確認いただくか、行政庁の概要書を閲覧していただきますようお願いいたします。

以上